

# 製造物責任法における立証責任

市 原 正 隆

- 一 はじめに
- 二 要件事実の立証
- 三 法律上の推定
- 四 事実上の推定
- 五 立証救済制度
- 六 欧米の立証責任との対比
- 七 おわりに
- 八 註
- 九 参考文献

消費者と製造業者との間に契約関係が認められないことや、被害者である消費者が加害者である製造業者側の過失を証明しなければならないなど、弱い立場にある被害者が救済されない状況にあった。

したがって、被害者（原告）のこういった被害の救済を図る目的で不法行為の過失責任を修正して、無過失責任を認め、製品事故の分野に欠陥を要件とする新しい責任ルールを導入したものである。

すなわち、被害者（原告）が製造業者（被告）等の過失を証明する必要がなくなり、製造物の欠陥という客観的性状の証明で足りるようになつた点である。

しかるに、本法は証明責任については特別の規定を設けていない。それゆえ、製造業者（被告）等の責任追求においては民事訴訟の原則に従つて、本法第三条「製造物責任（註1）」に規定される責任要件に即して、流通においてた時点における製造物の損害の発生、欠陥の存在、損害と欠陥との間の因果関係につき、被害者（原告）側が立証しなければならなくなつた。

この立証は、科学的、技術的な専門知識を有していない被害者（原告）にとって、欠陥の存在や欠陥と損害との間の因果関係を証明する」とはきわめて困難であり、製造物責任法に基づく損害賠償の請求を否定される可能性が高く、個々の事案において決して被害者（原

告) の負担が軽減されたものとはいえない。

したがつて、この被害者(原告)の立証負担の軽減は、実際の裁判における立証責任の運用如何となり、場合によつては、本法の法的効果が大きく削がれる危険が生じうる。

はたして、裁判の運用のみで公平な被害者(原告)救済が期待できるものであろうか。他に解決法はないのか、分析を試みたい。

## 二 要件事実の立証

製造物責任の要件は、本法第三条の責任根拠規定である。

すなわち、製造業者等が製造、加工、輸入または氏名等の表示をした製造物について、その引き渡し時に欠陥があり、他人の生命、身体または財産に拡大損害を生じさせ、その欠陥と拡大損害との間に因果関係が存在することである。

要約すれば、(1)損害の発生、(2)欠陥の存在、(3)損害と欠陥との間の因果関係をいう。

民事訴訟の原則に照らせば、権利の発生を主張する者が、その発生した要件事実を主張・立証しなければならない。

それゆえ、製造物責任を追求し、損害の賠償を請求する場合においては、被害者が原告として製造物責任の要件事実を証明しなければならないことになる。

**1 損害の立証**  
製造物責任法は、第三条本文において「他人の生命、身体又は財産」の侵害によつて生じた損害をもつて、その対象となる損害として規定している。

したがつて、製造物責任における「損害」は、わが国の不法行為責任における「損害」と同様である。また、証明された損害が欠陥と相当因果関係を有する限り製造業者等は賠償責任を負う。

それゆえ、被害者(原告)は、「損害」の発生について主張・立証責任を負うとともに、その損害額についても証明しなければならない。

なお、発生した「損害」が製品自体の損害のみにとどまり、拡大損害を発生させないときは、本法第三条但書によつて、製造物責任を問うことはできない。

すなわち、純粹の経済損害(economic loss)だけの場合には、本法によって請求できないため、民法の瑕疵担保(第五七〇条)などの規定によつて、消費者(買主)の被害救済が図られるわけである。

いずれにせよ、製造物責任は製品事故における被害の救済、損害の填補を図るために認められ、発展してきた法理であり、損害の発生を要件とすることは当然の要請である。

製造物責任法も、そのような考え方立脚しており、ECC指令を含め、諸外国における製造物責任においても損害の発生を製造物責任の要件としている。

なお、「損害」については、論叢第三〇号(註2)において発表

したので参照されたい。

の二点である。

## 本法第三条本文（註3）は、民法第七〇九条の規定の特則である。

したがつて、民法でいう「故意または過失により」という要件は、製造物責任法においては「製造物の欠陥により」と定められ、無過失責任を問う規定であるとともに無過失損害賠償責任を規定するものである。

それゆえ、その損害賠償請求の根拠を欠陥責任に求める場合には、欠陥の存在だけを立証すれば賠償をかちとることができるわけであり、製造業者（被告）側の過失を証明するといった困難な問題が生じないという意味において、被害者（原告）側の立証負担を軽減できるという観点から大きな意義が認められるとして主張された。

ところで、製造物責任を論ずる上で、その中心課題となる「欠陥」については、既に「製造物責任法における欠陥の概念」として発表（註4）してあるのでくわしい検討は省略する。

ここでいう「欠陥の存在」における「欠陥」とは、本法第二条二項にいう「この法律において欠陥とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」をいう。

したがつて、「欠陥の存在」を判断する要件は、①当該製造物の特性、②通常予見される使用形態、③当該製造物を引き渡した時期

有すべき安全性を欠いている」と裁判所が判断した場合には、欠陥が存在することになる。

すなわち、被害者（原告）が、訴訟において立証すべき欠陥は、「通常有すべき安全性を欠いている」といった、事案の具体的な事実の摘示であり、これによつて裁判所の判断が導き出される。

しかしながら、被害者（原告）側にとつては、このような具体的な事実をどの程度、どの範囲まで立証しなければならないであろうか。これらについての明確な規定はなされていない。

製造業者（被告）側が所有する製造関連情報は、公開されない限り被害者（原告）側は専門的知識や情報の入手には限度があり、それゆえ欠陥の特定や具体化を細部にまで拡大すると、立法の趣旨であるべき被害者救済の軽減にはなり得ない。

そこで、裁判における欠陥の存在の証明は「ある程度、具体化されていれば足り、欠陥部位の具体的特定までは不要」（註5）である。つまり、欠陥の原因箇所を具体的に証明できなくても、その事実が証明されれば足りるとするべきである。

## 3 欠陥の存在時期

つぎに、「欠陥の存在した時期」であるが、第三条本文にいう「その引き渡したものの欠陥」から考察すれば、損害発生時の欠陥ではなく、流通開始時の欠陥であることがわかる。

すなわち、欠陥が損害発生時であつたとすると、流通開始後に何らかの事情で欠陥要因が発生した場合でも、その責任を製造業者が負わされるという不当な結果が生ずるとする反論（註6）がある。しかしながら、被害者（原告）側に製造物の「流通開始時の欠陥」を証明できるだけの能力や情報が備わっているであろうか疑問である。前にも述べたごとく、製造者（被告）側には、製造・流通開始における情報等はすべて手中に收めており、製造上の欠陥の存否を決する設計図書も保有し、製品を流通におく際の製品検査の記録の保存等についても独占しているのである。

これに対して、被害者（原告）側は製造業者等のデータ等を入手することがきわめて困難であり、その入手方法を法的に保障されてもない。これでは、被害者（原告）の立証責任を軽減し、弱者救済の目的を根本から大きく削ぐことになる。

国生審報告（註7）等によれば、「本問題については、わが国の裁判実務においては、事実上の推定の活用などにより立証負担の軽減が図られているものと推察されることから、原告が流通開始時の欠陥の存在を証明することを原則としつつ、裁判上、事案に応じて事実上の推定の柔軟な活用によつて、部分的に被告に証明負担を負わせるようにする方法が、具体的妥当性を有すると考えられる」としている。

私見によれば、被害者（原告）が、損害発生時に欠陥が存在したことを見ることは比較的容易であるが、製造物の引き渡しの時点に欠陥が存在したことを証明することは至難の技といえる。

したがつて被害者（原告）が事故時に欠陥があつたことを立証した時は、製造業者（被告）等がこれに対する反証をしない限り、流通開始時に欠陥が存在したものと推定してもよいのではないかと思料する。

#### 4 因果関係の立証

(1) 損害と欠陥との間の因果関係  
被害者（原告）は、損害と欠陥との間の因果関係を立証しなければならない。

損害と欠陥との因果関係の起点は、流通開始時の欠陥である。したがつて、流通開始時に存在した製造物の欠陥が拡大損害を惹起したとして、損害と欠陥との間に相当因果関係が認められ、立証されればよいことになる。

しかしながら、事実的な因果関係の立証は、製品の種類、欠陥の態様、損害の態様、他の原因の存在等の事情によつては、その立証がはなはだ困難である。そこで、製造物責任法の制定の過程においては、因果関係の推定規定を採用すべきであるとの提案（註8）が多数行われた。

すなわち、「製造物に欠陥が存する場合において、その欠陥によつて生じ得べき損害と同一の損害が発生した時は、その損害は、その製造物の欠陥によつて生じたものと推定する」というものであつた。これらの提案は、因果関係は損害賠償責任を特定の製造業者（被告）等に負担させるための最も重要な要件であるが、本法で

は採用されなかつた。

その理由として、製品の特性、製品の使用状況等の事情を考慮せずに一律に推定することは、欠陥の推定規定を採用しない場合よりも不合理、不正義な結果をもたらす可能性が高いこと、推定規定を採用するためには、その前提事実が明確であり、推定の前提となる経験則が必要であるところ、提案されている推定規定は、製造物に欠陥が存在すること、その欠陥によつて生じうべき損害であること、その損害と同一の損害が発生したことが前提事実であり、いずれも推定の前提事実が曖昧な事実であるうえ、曖昧な事実を前提とする経験則を認めることができること、提案されている推定規定は、

同種の事故が相当数発生していることが前提になつてゐるが、その

場合には、推定規定がなくとも、同様な事実を事実上の推定として推定できることがあること、提案されている推定規定を採用しなくても、間接証明、経験則の活用、一応の推定、表見証明等の証明の手法を利用することによって、個々の事案の実情に応じた被害者の立証負担の軽減を図ることができること、EC理事会指令等他の諸国 の 製 造 物 責 任 法 に お い て も 因 果 関 係 の 推 定 规 定 が 設 け ら れ て い な

いこと（たとえば、EC理事会指令四条は、欠陥と損害との間の因果関係については、被害者が立証責任を負う旨を明記している）等の事情が考慮され、製造物責任法の制定にあたつては、因果関係に関する推定規定は採用されなかつたものである。

さりとて、因果関係に関する推定規定が採用されなかつたことによつて、因果関係に関する被害者の立証負担を過重なものにしてよいことにはならない。

#### (2) 指示・警告上の欠陥と損害との因果関係

被害者（原告）は、指示・警告による拡大損害を負つたときは、その損害との間の因果関係を立証した上で損害賠償を請求しうる。

したがつて、指示・警告義務の存在が証明されれば、被害者（原告）はその指示・警告に従つて損害を回避できたはずだという「事実上の推定」が働き、製造者（被告）側でこの推定を覆す事情を証明しない限り損害賠償責任を負わなければならないとも言える。

わが国では、この場合に「証明責任の転換」を認める説（註9）もあることに注目したい。

#### 5 その他の要件事実の立証

被害者（原告）が立証する「その他の要件事実の立証」としては、「製造物」、「製造業者等」がある。

ここで、「製造物」（註10）、「製造業者等」（註11）の内容については、既に詳述しているので参照されたい。ここでは、簡単な説明にとどめる。

「製造物の範囲」は、加工の度合いにもよる複雑な分類があるが、いざれにしても「製造物」として立証されない限り、本法の適用を受ける、その損害賠償を勝ち取ることはできない。

また、「製造業者等の範囲」についても、本法第二条三項に規定されている製造、加工または輸入した製造業者であること（一号）、製造業者として氏名、商号、商標等を表示した「表示製造業者」であること（二号）、実質的な製造業者と認めることができる氏名等を表示した「実質的な製造業者とみなしうる表示者」であること（三号）のいずれかを立証することで足りる。

### 三 法律上の推定

裁判上、ある事実から他のことを推認することを推定というが、推定には、法律上の推定のほかに事実上の推定がある。

法律上の推定は、法規の適用という形で行われるものであり、たとえば「甲なる事実（前提事実）があるときは、乙なる事実（推定事実）があるものと推定する」というように規定されている場合に行われる。法律上の推定は法規の規定がある場合に働くものであるから、一般には、それが働く場合についての判断に困難さはない。すなわち、法律上の推定は、証明主題の選択を許すことによって、証明の負担を軽減する効果と立証責任の転換の効果とを持つ法技術である。

ところで、本法は、立証責任について特別な規定をおかない。そ

れゆえ、民事訴訟法の原則に従い、製造業者（被告）等の責任追求にあたっては、権利の発生を主張する者が、具体的な権利の発生事実を証明しなければならないので、本法第三条に定める要件に即して、流通において「製造物の損害の発生」、「欠陥の存在」、「損害と欠陥との間の因果関係」を被害者（原告）側が証明しなければならないことになる。

しかるに、製品事故の被害者（原告）が、製造物責任を根拠に損害賠償を請求する場合には、このような製造物責任の要件事実を立証することは、きわめて困難なことである。それは、現代の高度な科学技術に裏打ちされた製造物に関して、一般にその欠陥や因果関係を立証する根拠資料や情報が、製造業者（被告）側に独占されているからである。

そこで、この立証の困難さを軽減する方法として、要件事実を法律上推定する「推定規定」が考えられる。

「推定規定」とは、「欠陥の存在」、「欠陥の発生時期」、「損害と欠陥との因果関係」を推定することである。また、ある事実（前提事実）の証明によって、他の事実（要件事実）を推定し、その法律効果の発生を導き出す仕組みである。つまり、製造物を適正に、通常予期される程度に、合理的に使用したにもかかわらず、その使用により損害が生じたことやその損害は、そうした使用によつては通常生ずる可能性をもつ性質そのものではないことを、被害者（原告）側で証明した場合は、その製造物に欠陥があつたものと推定し、損害発生の当時存在した欠陥は、相当な期間内においては、流通にお

かれた当時すでに存在していたと推定し、製造物に欠陥があつた場合において、その欠陥によつて生じうべき損害と同一の損害が発生したときは、その損害は、その製造物の欠陥によつて生じたものと推定するといふものである。

ちなみに、一九七五年（昭和五〇年九月）、製造物責任研究会による製造物責任法要綱試案（註12）が発表されたが、その第五条（欠陥の存在の推定）では「①製造物を適正に使用したにもかかわらず、その使用により損害が生じた場合においても、その損害が適正な使用により通常生じ得べき性質のものでないときは、その製造物に欠陥があつたものと推定する。②損害発生の当時存在していた製造物の欠陥は、相当な使用期間内においては、製造物が製造者の手を離れた当時すでに存在していたものと推定する」としている。

また、その第六条（因果関係の推定）では、「製造物に欠陥が存する場合において、その欠陥によつて生じ得べき損害と同一の損害が発生したときは、その損害は、その製造物の欠陥によつて生じたものと推定する」としている。

このように、法律上の推定（推定規定）の下では、要件事実を被害者（原告）側が直接立証しなくとも、それよりも立証が容易な前提事実を立証するだけで要件事実が推定されることから、被害者（原告）側の立証負担は非常に軽減されるものと考えられた。

しかしながら、実際の製造物責任法の立法にあたつては、この推定規定の導入、特に欠陥の推定に関して、産業界はもとより、専門家中でも異論が強くあり、結局、見送られた。その理由は、以下

の如くである（註13）。

「欠陥、因果関係、欠陥の存在時期という各事実の立証については、本来、個々の製品の特性、事故の態様など多くの事情が関係していくことであり、個々の事業の相違という点を捨象して法律上一律に、一定の事実からこれらの事実を推定することは、被害者の立証負担の軽減という目的を超えてしまおそれがある。また、個々の事案ごとの事情を問わず一般的にそれらの事実の存在を推定するということを根拠付けるだけの経験則が存在しない。したがつて、このような推定規定を設けることは、不法行為一般における損害賠償の体系を崩すおそれがある。さらに、被害者の立証負担に関する問題については、個々の事案の内容に即し、適切な事実認定や事実上の推定を活用することにより、適性かつ公平な立証負担の軽減が実務上実際になされており、また今後もそのように期待される。」

また、国生審報告においても、「①一般の不法行為や過失を要件としない賠償責任を課している様々な特別立法においては、権利根拠規定に係る要件事実について法律上の推定は行われていない、②製品特性を反映して被害には様々な態様があるのに、同じ要件の下で製造者に証明責任を転嫁し、欠陥や損害の存否が不明であつた場合の不利益を製造者に被らせるることは妥当ではない、③これまで提案されている欠陥についての推定規定では、極めて抽象的・主観的な前提事実となつてゐるが、このような抽象的な事実を前提事実として法律上の推定を行うことは、既存の法律には例が見られない、

④因果関係の推定については個別被害の場合にはそのような立法例がなく、因果関係の可能性がまったくない場合にまで製造業者等が責任を課される可能性がある」等の理由を挙げて、「欠陥の存在や欠陥と損害との因果関係の証明については、法律上の推定を行うことによって被害者の立証負担を軽減するという機能を超えて、本来責任がないところに責任を創り出すおそれがあることから、法律上の問題としては被害者がこれを証明するこれまでの原則を維持しつつ、裁判上事案に応じて事実上の推定を活用する」ことが妥当であるとした。

これに対する反論（註14）は以下の如くである。

「①製造物責任は、普通の不法行為と異なり、製品についての信頼性を創り出しそれによって利益を得ている製造者に責任を負わせようとするもので、他の契約責任などの領域に性質上近い。②製品特性は前提事実を絞り込んだり類型的に考えれば足り、消費者と製造者との間には一般的に情報・知識量のアンバランスが存在するから、証明責任の転換を否定する理由にはならない。③前提事実を適切に具体化するか、裁判例を通じて類型化すれば済む。④公害の裁判例では、新潟水俣病事件（新潟地判昭和四六・九・二九 下民集二二卷九〇号別冊）のように間接反証（註15）の形で事実上証明責任の転換が図られている。⑤法律上の推定は、単に真偽不明といいう例外的な場合の不利益を製造業者側に転換するテクニックにすぎず、責任のないところに責任を創り出すものではない。事実上の推定によると、裁判官の自由心証によるため効果が弱いし、個々の

事件ごとにバラつきが生じるし、原因究明機関の整備は証明責任とは無関係であって推定規定とは別の次元の問題である。」

私見によれば、推定規定の導入は必要であった。それは、わが国の民事訴訟手続において、必要とされる証明の程度は、客観的には、高度な蓋然性が要求され、主観的には、裁判官の確信が要求される。それゆえ、英米諸国では原則的に「証拠の優越」で足りるとされているのに比して、わが国では被害者（原告）の証明における負担が重くなっている。また、被害者（原告）側が必要な文書を入手しようとしても、確かに文書提出命令制度（民事訴訟法第三一四条）はあるものの、アメリカにおける discovery procedure（開示手続）（註16）のような内容は期待できず、したがって、被害者（原告）の実質的な証明責任の負担は、いぜんとして軽減されない。

#### 四 事実上の推定

事実上の推定を可能にするのは経験則である。すなわち、定型的な事象経過による結果について証明の対象事実を直接証明することが困難な場合に、その対象事実を推認させる他の事実を証明することによって、経験則に基づきその対象事実の存在を事実上推定することが許容される。

裁判官が訴訟にあらわれた状況を基礎とし、経験則を利用して事実を推測することを「事実上（裁判上）の推定」という。これは、自由心証の問題にほかならないが、自由心証は、証拠の証拠力につ

いて特別の法的規制を設けずに裁判官をして自由に判断させ、さらには証拠方法の範囲にも制限を加えない主義で、わが国現行法も民事・刑事ともにこれを採用している。

ところで、製造物責任の要件事実である①損害が発生したこと②流通開始時に製品に欠陥が存在すること③流通開始時の製品の欠陥と損害との間に因果関係があることについて、被害者（原告）は、民事訴訟の原則に照らせば、みずから立証する責任を負うことになる。この被害者（原告）の立証負担を軽減する方策として、これら の要件事実について「推定規定」を採用することが、本法の立法化にあたり最も議論され、かつ望まれたことであつたが、「製品特性を度外視して一律に立証責任を転換する包括的な推定規定は、被 告（原告）の立証負担を軽減するといえども、その機能を超える、本来、責任がないところに責任を創り出すおそれがある」として、本法には不採用となつた。

そこで、法律上の推定にかわる概念として登場したのが、国生審報告にある「事実上の推定」である。同報告によれば、「本問題につ いては、わが国の裁判実務においては、事実上の推定の活用などにより立証負担の軽減が図られているものと推察されることから、原 告が流通開始時の欠陥の存在を証明することを原則としつつ、裁判 上、事案に応じて事実上の推定の柔軟な活用によって部分的に被告に証明負担を負わせるようとする方法が、具体的妥当性を有すると考えられる」としている。

本法は、推定規定をおかぬまま、被害者（原告）は流通開始時に

欠陥が存在したことを立証しなければならない。仮に、国生審報告の指摘するごとく、事実上の推定を事案に応じ、柔軟に活用するこ とで、果して、被害者（原告）の立証責任が軽減されるものであ るかどうか疑問である。また、裁判上の判決に輕重の差があらわれないであろうか疑問である。この疑問をどう乗り越えてゆくのであ ろうか。積年の経験則に負うとするならば、被害者（原告）の権利は必ず守られるのであろうか。

事実上の推定の柔軟な活用のみで、これらの疑念に対する解決が はかられるわけではない。衆議院商工委員会附帯決議二項にいう、国、地方公共団体等の検査分析機 関及び公平かつ中立的な民間の各種検査・調査・研究機関の体制の 整備、相互の連携の強化、原因究明機能の充実強化、国民生活セン ター、消費生活センター等の検査体制の強化がどれほど実効性をも つものであるのか疑問である。

製造物責任法が、推定規定を全く導入しなかつた理由に対して、 「(註17) ①製造物責任は、普通の不法行為と異なり、製品につい ての信頼性を創り出しそれによつて利益を得て いる製造者に責任を 負わせようとするもので、他の契約責任などの領域に性質上近い。 ②製品特性は前提事実を絞り込んだり類型的に考えれば足り、消費 者と製造者との間には一般的に情報・知識量のアンバランスが存在 するから、証明責任の転換を否定する理由にはならない。③前提事 実を適切に具体化するか、裁判例を通じて類型化すれば済む。④公 害の裁判例では、新潟水俣病事件（新潟地判昭和四六・九・二九 下

民集二二巻九二一〇号別冊）のように間接反証の形で事実上証明責任の転換が図られている。⑤法律上の推定は、単に真偽不明という例外的な場合の不利益を製造業者側に転換するテクニックにすぎず、責任のないところに責任を創り出すものではない。事実上の推定によると、裁判官の自由心証によるため効果が弱いし、個々の事件ごとでバラつきが生じるし、原因究明機関の整備は証明責任とは無関係であって、推定規定とは別の次元の問題である（真偽不明の場合には減少するが）といった反論が可能である。

## 五 立証救済制度

### 1 原因究明機関

国生審報告では、被害者（原告）の立証負担の軽減は、事実上の推定の活用と原因究明機関の充実によってはかられるべきだとしている。すなわち「法律上の問題としては、被害者がこれを証明するこれまでの原則を維持しつつ、裁判上事案に応じて事実上の推定を活用すると共に国や都道府県の検査機関及び試験研究機関、民間の検査研究施設等を利用し、又は大学の協力を得るなどして、被害者がができるだけ容易に欠陥の存在や因果関係を証明できるような体制づくりをすることによつて被害者の負担を軽減する方策をとることがより妥当であると考えられる」としている。

被害者（原告）側に情報アクセスや知識の点で事故原因（欠陥や因果関係）の立証に困難をきたす面があるならば、中立的な原因究

明機関を整備し、裁判上活用できるようすれば、困難の緩和にある程度役立つと言えるだろう。これについては、衆議院の附帯決議三項および参議院の附帯決議二項も、被害者（原告）の立証負担の軽減のために原因究明機関の整備が必要であるとしている。

#### (1) 国の機関

製造物責任法は、平成七年七月一日に施行されているが、施行に合わせて、前記の附帯決議の趣旨を実現するために、関係各省庁において検討され、そのリストを公表するとともに、通商産業検査所、農林水産消費技術センター、交通安全公害研究所等の国の機関、国民生活センター（国民生活センター法に基づいて設立された特殊法人）がある。

#### (2) 消費生活センターおよび地方公共団体の試験研究機関

地方の消費生活センターは、食料品、衣料品等の原因究明にあたるが、高度な科学知識や設備を要する事故については、国の機関や国民生活センターのほか、地方公共団体の他の試験研究機関（衛生研究所、工業技術センター、保健所等）がある。

#### (3) 民間の検査機関等

日本品質保証機構（電気製品）、日本電気用品試験所（電気製品）、日本文化用品安全試験所（スポーツ、レジャー用品）、日本ガス機器検査協会（ガス器具）、日本燃焼器具検査協会（石油機器）等の

財団法人がある。

また、迅速、適切な原因究明による紛争解決としては、メーカーの行つた原因究明のデーターを公平・中立性が担保された民間の検査機関を通じて的確に評価する方法もある。

さらに、大学の研究室等で特定分野の製品につき、技術的、専門的知識を有している場合に協力が得られる方法もある。

しかしながら、以上の諸機関を活用して、被害者（原告）が自己の立証責任を果たし、損害賠償を勝ちとることが現実に可能であるか、はなはだ疑問である。

なぜならば、国等の公的機関が、私的な紛争の解決のために事故原因究明の場面で援助することができることについては、自ずから限度があるであろう。さらに、対応できる分野が限られていること、技術者が不足していること、テスト機器が老朽化していること、テスト費用が高額であること、連携・協力関係が悪いこと、気軽に相談しにくいこと、迅速で適切な対応ができる常況の機関が育っていないこと等の現実の問題点が指摘できるからである。

この点で、アメリカにおける被害者（原告）の証明負担は、相当軽減されているといえる。

次に、証拠開示について、わが国の民事訴訟では、その収集方法は文書提出命令（民訴法第三一二条以下）と証拠保全（民訴法第三四三条以下）で、きわめて不十分といわなければならない。

これに対し、アメリカの民事訴訟手続の一つの制度として、ディスカバリー（discovery procedure）と呼ばれる証拠開示制度がある。

これは、公判に先立つて、訴訟当事者の一方が相手方または第三者の所持する資料を立証のため提出を求め、利用することができる制度である。ディスカバリーにより、被害者（原告）は、加害者（被告）である製造業者や流通業者に対して、製品の欠陥や因果関係についての情報や証拠について書面で質問し、回答を求めることが可能である。また、尋問したい証人に対しては、事前に書面または口

おいた時点における製造物の欠陥の存在、損害、欠陥と損害との間の因果関係を被害者（原告）側が証明しなければならない。それゆえ、わが国においては、被害者（原告）の立証負担の軽減は必ずしも十分に図られておらず、専門的知識や情報を持たない消費者にとっては、立証は依然として困難である。その困難性については、前述したとおりである。

また、証明の程度においても、客観的には高度な蓋然性を必要とし、主観的には、裁判官の確信が要求され（最判昭和五〇年一〇月二十四日・民集二九巻九号一四一七頁）、裁判官の高度な心証形成が要求される。

頭で尋問し、調書を作成することもできる。更に、文書の提出においても、種々の文書の入手が可能である。

以上のように、ディスカバリー制度の下においては、文書や物の提出、精神・身体の検査など多種多様な手段が選択できるため、製造物責任訴訟においても、被害者（原告）は、加害者（被告）である製造業者側から入手した証拠によって、製造物責任の要件のほどなどを立証することが可能となっている。

ヨーロッパにおいては、EC指令（一九八五年七月二十五日、EC閣僚理事会で採択された「欠陥製造物についての責任に関する加盟国の中の法律、規則および行政規定の調整のための一九八五年七月二十五日付閣僚理事会指令」を指す）により、欠陥を要件とする無過失責任を中心とした製造物責任制度の立法化を加盟各国に義務づけた。その第四条、立証責任において、損害の発生、欠陥および欠陥と損害との間の因果関係については、被害者（原告）が証明責任を負う旨規定されており、その基本については、わが国と同様の立場が採用されている。しかし、損害発生時に、欠陥が存在した場合の流通における欠陥の不存在を製造業者側の抗弁とすることにより推定（ないし蓋然的推定）を認めている（EC指令第七条(a)）。

このように、ECの各加盟国は、アメリカほどではないにしても、被害者（原告）側の情報や証拠の入手が、わが国よりも容易である。たとえば、イギリスやフランスでは、文書提出義務は、一般的義務とされ、ドイツでは、法律上では一般的義務でないものの、証明妨害その他の判例理論によって一般的義務に近くなり、かつ、被害

者側（原告）の情報請求権も、バイオ技術の製造物責任について、特別法（ドイツ遺伝子工学法第三十五条）に明文で認められている。

これは、被害者（原告）の証明負担を軽減するために、立法上、判例上でのさまざまな努力が積み重ねられた結果である。

## 七 おわりに

従来、欠陥についての情報は被害者（原告）には入手困難であった。それゆえ、責任追求が認められなかつた事例や極端な例では、立証妨害もありうる。被害者（原告）である消費者は、裁判上、どのような武器をもつて戦いに臨めばいいのか、本法では明らかにされていない。

製造物責任法は、欠陥の存在時期も含めて、一切の推定規定を排除し、情報開示規定も置かなかつたため、その審判は裁判上の運用に委ねられた。したがつて、本来、弱者救済であるべき本法における被害者側の立証責任負担が、依然として大きいことに疑念を持たざるを得ない。それゆえ、実際の裁判における立証責任の運用次第では、本法の効果が大きく削がれる事態も生じうる。したがつて、この制度が運用されてゆく過程で、被害者（原告）が証明困難のために敗訴するという事態が続出するようであれば、後にも述べる如く、法改正も検討しなければならないであろう。

本法運用の過程で、期待できることといえば、民事訴訟法にいう文書提出命令を利用し、可能な限り製造業者（被告）側の秘匿情報

を提出させなければならない。また、衆議院商工委員会や参議院商

問題はすべて解決されるのである。

工委員会の附帯決議が、内容の強化と連携によつて被害者（原告）

の立証負担の軽減に真に役立つものでなければならない。さらに、

製造物責任の実務においては、事実上の推定等の立証上の工夫も必

要である。

ところで、参考までに代表的な改正試案を紹介しておく。一つは、

製造物責任研究会による製造物責任法要綱試案（昭和五〇年九月）

で、次のような案が盛り込まれている。

#### 第五条（欠陥の存在の認定）

(1) 製造物を適正使用したにもかかわらず、その使用により損害

が生じた場合においても、その損害が適正な使用により通常生

じるべき性質のものでないときは、その製造物に欠陥があつた  
ものと推定する。

(2) 損害発生の当時存在していた製造物の欠陥は、相当な使用期  
間内においては、製造物が製造者の手を離れた当時すでに存在  
していたものと推定する。

#### 第六条（因果関係の推定）

製造物に欠陥が存する場合において、その欠陥によつて生じ  
得べき損害と同一の損害が発生したときは、その損害は、その

製造物の欠陥によつて生じたものと推定する。

他の一つは、加藤雅信著「製造物責任法総覧・商事法務研究会」  
の抜粋である。

「現在の製造物責任法の第四条の後に、次の二ヶ条を追加すれば

#### 第四条ノ二（証拠提出命令）

裁判所は、当事者の請求に基づき、相当と認めるときは、製

造者その他欠陥発生に関与した者で当該訴訟の当事者となつて  
いる者に対し、欠陥又は因果関係の存在に関する特定された文

書その他の証拠又は当該製品事故に關し当然収集しておくべき  
証拠の提出を求めることができる。

#### 第四条ノ三（欠陥の存在、因果関係についての立証責任の転換）

前条の規定に基づく証拠提出が命じられたにもかかわらず、

提出を求められた者がその証拠を提出せず、又は不十分な証拠  
しか提出しなかつたと裁判所が認めたときは、欠陥又は因果関  
係があるものと推定する。

このように、推定規定がおかれば、どこの国にも見られない、  
実効性をもつたわが国独特の消費者保護法が実現することになるの  
である。製造物責任法が、将来の改正によつて、よりよい製造物責  
任法になることを期待したい」というものである。

#### 註

1 第三条（製造物責任） 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第  
三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であつて、その  
引き渡したもの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したとき  
は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損

害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りではない。

- 2 市原正隆 「製造物責任法における損害賠償の範囲」 中日本自動車短期大学・論叢第三〇号 二〇〇〇年
- 3 第三条本文 前掲 註1に同文
- 4 市原正隆 「製造物責任法における欠陥の概念」 中日本自動車短期大学・論叢第二六号 一九九六年
- 5 淡路剛久 「製品の安全性と消費者被害の救済」 法律時報六六巻九号七頁
- 6 国生審 第一三回国民生活審議会報告 一九九四年
- 7 国生審 前掲
- 8 製造物責任研究会「製造物責任法要綱試案」一九七五年
- 9 同旨（東京弁護士会・日本弁護士連合会・日本社会党・公明党・日本新党・日本共産党・私法学会報告者グループ一九九〇年）
- 10 春日偉知郎 「証明責任」 ジュリスト一〇五一号三四頁
- 11 市原正隆 「製造物責任法における製造物の範囲」 中日本自動車短期大学・論叢第二八号 一九九八年
- 12 市原正隆 「製造物責任法における製造物の範囲」 中日本自動車短期大学・論叢第二九号 一九九九年
- 13 衆議院商工会議事録 三四頁 升田説明員答弁要約 一九九四年六月三日
- 14 小林秀之 「訴訟手続上の問題点とは」 法学セミナー四七八号一九頁

### 参 考 文 献

- 1 山本庸幸著「注釈製造物責任法」ぎょうせい 一九九四年
- 2 通商産業省産業政策局消費経済課編「製造物責任法の解説」  
（財）通商産業調査会 一九九四年
- 3 東京海上研究所編「製造物責任法大系Ⅰ」弘文堂 一九九四年
- 4 東京海上研究所編「製造物責任法大系Ⅱ」弘文堂 一九九四年
- 5 東京海上研究所編「国際製造物責任法」商事法務研究会 一九九三年
- 6 内閣法制局法令用語研究会編「法律用語辞典」
- 7 衆議院商工委員会会議録 平成六年
- 8 参議院商工委員会会議録 平成六年
- 9 衆議院連合審査会会議録 平成六年
- 10 第一三回国民生活審議会報告 平成六年
- 11 我妻栄著「新訂民法総則」
- 15 間接反証 民事訴訟において、反証者が証明責任を負う間接事実によつて行う反証、すなわち、挙証者がある間接事実を証明しこれによつて主要事実の存在の一応の推定が生じそうな場合に、反証者がその推定の前提となつた間接事実と両立する別個の間接事実を証明しその助けを借りて挙証者の主張事実を動搖させる証明活動。
- 16 開示手続 アメリカの民事訴訟手続の一つの制度。公判に先立ち、訴訟当事者が相互に相手方の所有する情報の提出を求める手続である。立証が容易になるなど公判対策上の負担が軽減される。
- 17 小林秀之 前掲14 二九頁

- |    |                                  |    |                                |    |  |    |                               |    |                                       |    |   |    |                                      |
|----|----------------------------------|----|--------------------------------|----|--|----|-------------------------------|----|---------------------------------------|----|---|----|--------------------------------------|
| 12 | 加藤雅信著「製造物責任法総覧」商事法務研究会 一九九四年     | 13 | 小林秀之著「製造物責任法」中央経済社 一九九三年       | 14 | 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編「製造物責任の新しい視点」大蔵省印刷局 一九八八年 | 15 | 安田総合研究所編「製造物責任」有斐閣 一九九一年      | 16 | 朝見行弘著「欧米とわが国の製造物責任法の比較」法学セミナー四七八一九九四年 | 17 | A.S.Weinstein A.D.Twerski H.R.Piehler W.A.Donaher 共著<br>[PRODUCTS LIABILITY AND THE REASONABLY SAFE PRODUCT]<br>(製造物責任と企業戦略) ジャテック社 一九八一年 | 18 | 升田純著「詳解製造物責任法」(社)商事法務研究会 一九九七年       |
| 19 | 朝見行弘編著「製造物責任対策ハンドブック」中央経済社 一九九五年 | 20 | 加藤雅信著「製造物責任法案とその問題」判例タイムズ 八四二号 | 21 | 川口康裕著「製造物責任法の成立について」ジュリスト一〇五一号               | 22 | 浦川道太郎著「PL法とはどんな法律か」法学セミナー四七八号 | 23 | 小林秀之著「訴訟手続上の問題点とは」法学セミナー四七八号          | 24 | 春日偉知郎著「証明責任」ジュリスト一〇五一号  | 25 | 松本博之著「製造物責任訴訟における証明軽減について」民事訴訟法雑誌四〇号 |
| 26 | 平野裕之著「製造物責任の理論と法解釈」一九九〇年         | 27 | 中村 弘著「製造物責任法の基礎的研究」一九九五年       | 28 | 小林秀之編著「日米製造物責任訴訟対策」一九九六年                     |    |                               |    |                                       |    |   |    |                                      |